

伊勢フットボールヴィレッジ等 指定管理者募集要項

令和8年8月

伊勢市教育委員会

目 次

1	指定管理者性導入の目的	1
2	対象施設の名称と概要	1
3	施設の利用状況と利用料等の収入	2
4	施設の管理運営等	2
5	指定管理者が行う業務の範囲	3
6	指定管理期間（予定）	4
7	指定管理料	4
8	申込資格	5
9	募集要項等の配布	6
10	応募者説明会の実施	6
11	質問書の受付	6
12	提出書類	7
13	書類の提出期限と提出場所及び方法	8
14	指定管理者候補の選定	9
15	指定管理者の指定	11
16	指定管理者との協定締結	11
17	事業報告及び評価	12
18	その他	12
19	問合せ先	12
資 料 1 ～ 3		

はじめに

伊勢フットボールヴィレッジ及び伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場、伊勢市朝熊山麓公園グラウンドゴルフ場（以下「施設」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び伊勢市体育施設条例（平成 17 年条例第 197 号）第 3 条の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

1 指定管理者制度導入の目的

伊勢市（以下「市」という。）では、施設の管理運営について、民間が持つ知恵や豊富な知識などを有効的・効果的に活用することにより、施設の効用を最大限に発揮し、市民サービスの向上を図るとともに経費の削減を図るために、市が目指す施策の実現に寄与するため指定管理者制度を導入しています。

2 対象施設の名称と概要

名 称	伊勢フットボールヴィレッジ	伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場 及びグラウンドゴルフ場
所 在 地	伊勢市朝熊町 4383-426	伊勢市朝熊町 4030-2
建築面積	A・Bクラブハウス 1,804.66 m ² C・Dクラブハウス 92.94 m ² C・Dピッチトイレ 62.31 m ² Eピッチロッカーハウス 87.00 m ²	—
敷地面積	89,800 m ²	ソフトボール場 12,000 m ² グラウンドゴルフ場 4,044 m ²
完 成 年	平成 25 年	平成 8 年
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造ほか	—
概 要	【ピッチ】 A～Eピッチ 7,140 m ² /ピッチ ・人工芝：A～Dピッチ ・天然芝：Eピッチ ・ナイター照明：A・C・Dピッチ 観客席 900 席（Aピッチのみ） 【A・Bピッチクラブハウス】 会議室 1 24.47 m ² 会議室 2 21.64 m ² その他、審判室、多目的スペース、 救護室、ロッカールーム（4 室）、	【ソフトボール場】 両翼 93m、センター116m 【グラウンドゴルフ場】 外周 286.4m

	トイレ(2F、B1F)等 【C・Dピッチクラブハウス】 ロッカールーム(4室)、医務室、 トイレ等 【Eピッチロッカーハウス】 ロッカールーム(2室)、トイレ等	
--	---	--

3 施設の利用状況と利用料等の収入

施設の利用人数及び使用料は資料1のとおりとなります。また、施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入とします。ただし、広告掲載料、太陽光発電システム余剰電力売払収入、シェアサイクルポート及び自動販売機設置に伴う行政財産の目的外使用料については、市の収入とします。

4 施設の管理運営等

1 利用時間及び休館日

施設名	伊勢フットボールヴィレッジ	伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場 及びグラウンドゴルフ場
利用時間	午前9時～午後10時 ※大会開催など準備が必要な場合は、市と協議の上、上記時間より早く開館することとする。	午前9時～午後6時 ※大会開催など準備が必要な場合は、市と協議の上、上記時間より早く開館することとする。
休館日	年末年始(12月29日～翌年1月3日) ※特に必要があると認めるときは、市の承認を得て変更可能	

2 施設利用の許可及び制限に関する要件

伊勢市体育施設条例に基づき、施設の利用許可及び制限を行ってください。

3 関係法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、次に掲げる法令等を遵守してください。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (3) 消防法(昭和23年法律第186号)
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)
- (6) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (7) 伊勢市行政手続条例(平成17年条例第18号)
- (8) 伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第59号)
- (9) 伊勢市の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第49号)
- (10) 伊勢市教育委員会における伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関

する条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 38 号）

- (11) 伊勢市情報公開条例（平成 17 年条例第 19 号）
- (12) 伊勢市体育施設条例（平成 17 年条例第 197 号）
- (13) 伊勢市体育施設条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 34 号）
- (14) その他関係法令等

4 暴力団等による不当介入への対応

管理業務を行うにあたり、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入（指定管理者に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにも関わらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、管理業務の履行の障害となるものをいう。））を受けたときは、次の対応を行ってください。

- (1) 断固として不当介入を拒否すること
- (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする
- (3) 市に報告すること
- (4) 暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより管理業務に支障が生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、市と協議を行うこと

5 指定管理者が行う業務

1 管理業務に係る実施体制

公共施設の指定管理者として、業務を適切に遂行できる資質と人格を備えた者を配置することとし、勤務形態は、施設運営に支障がないように定めることとします。また、施設全体を統括する責任者（施設長）1 名を配置することとします。

2 施設の利用に関する業務

- (1) 利用の許可に関する業務
- (2) 利用料金の収受に関する業務
- (3) 利用方法と注意事項の説明
- (4) 利用料金の減免
- (5) 利用促進に関する業務

3 施設の維持管理に関する業務

- (1) 保守点検業務
- (2) 施設の維持管理
- (3) 備品管理業務
- (4) 清掃等業務
- (5) 庶務業務
- (6) 修繕の施行
- (7) 市との連絡調整等に関する業務
- (8) その他の業務

※各業務の詳細については、別紙の「仕様書」を確認してください。

6 指定管理期間（予定）

- 1 指定の期間は、令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間で予定しています。
- 2 指定の期間は、市議会における議決により確定することとなります。
- 3 施設の管理を継続することが妥当でないと認める場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

7 指定管理料

本事業では利用料金制度を採用します。指定管理者は市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画・実施する自主事業等の収入及び協賛金等を自らの収入とします。

なお、指定管理料は、次に明記した上限額の範囲内において、指定管理者が提示した収支予算額に基づき、協定で決定された額により運営するものとします。各会計年度における指定管理者の決算について指定管理料及び利用料金収入等による収入額が支出額を上回った場合であっても、市は指定管理者に対して精算による返還を求めません。同様に、収入額が支出額を下回った場合であっても、市は指定管理者に対して、不足額の補てんは行いません。

ただし、利用料金減免の補てんについては、実績に基づいて申請の上、市が認めた場合に限り補てんを行うこととします。また、災害その他不可抗力に起因する場合は、両者協議を行うものとします。

1 指定管理者の収入として見込まれるもの

（1）指定管理料（上限額、消費税及び地方消費税相当額を含む。）（資料2参照）

令和9年度（R9.4.1～R10.3.31） 19,985千円

令和10年度（R10.4.1～R11.3.31） 19,985千円

令和11年度（R11.4.1～R12.3.31） 19,985千円

※ 指定管理料は、令和8年4月1日現在の消費税率で算出します。

※ 指定期間内の消費税率変更は、リスク分担表に定める「管理業務に影響を及ぼす税制変更によるもの」に該当し、変更時に別途協議します。

（2）施設利用料

伊勢フットボールヴィレッジ、伊勢市朝熊山麓公園ソフトボール場の各施設利用料並びに設備器具利用料。ただし、各施設及び各備品の利用料は、条例設定金額を上限としてください。

（3）事業費収入

指定管理者は、「仕様書」で示した自主事業等を行うことにより、収入を得ることができます。

2 指定管理料の支払

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準として、分割で支払うものとします。なお、支払時期及び支払方法等は市と協議の上、年度協定で定めます。

3 会計区分の独立

指定管理者は、管理運営や事業実施に関連する経理業務を行う際、自身の団体の会計とは分離した独立の会計帳簿や経理規定を作成してください。また、市からの要求があれば、経理書類を開示するとともに、当該事業において適切に監査を受けられる体制を整えてください。

監査の実施が決定された場合は、指定管理者は監査に誠実に対応してください。その際、監査結果に指摘事項があった場合には、速やかに改善等の措置をとってください。

4 管理口座

本事業に関連する入出金の管理は、自身の団体銀行口座とは別の口座で管理してください。また、事業の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー等についての書類を整え、月次ベースで貸借対照表上の現預金残高と銀行口座残高との照合を行ってください。

5 賃金水準及び物価水準変動への対応

指定管理に係る各年度の費用（自主事業に係る分を除く。）について、賃金水準や物価水準をはかる指標に一定以上の変動が見られた場合に、指定管理料の調整を行う制度（指定管理料スライド制度）を適用します。

指定管理料スライド制度の詳細については「指定管理者制度における指定管理料スライド制度運用の手引き」を参照してください。各費用の積算額については、下記のとおりです。

〈各費用別積算額：3年間総額〉

	費 用	積算額（消費税及び地方消費税含む）
賃金水準の変動	統括責任者（施設長） 正規職員相当人件費	19,827千円
	従業員（6名分） 非正規職員相当人件費	59,235千円
物価水準の変動	人件費以外の費用	79,062千円

8 申込資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、当該団体又は、その代表者が次に掲げる事項に該当しない者とします。なお、複数の法人等で構成する共同体及び個人は指定管理者となりえません。

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札の参加を制限されている者
- 4 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者

- 5 国税及び地方税を滞納している者
- 6 会社更生法第 30 条又は民事再生法第 21 条の規定による手続をしている者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制下にある法人又は団体
- 8 業務を円滑に遂行するための安全かつ健全な財務能力を有しない者
- 9 伊勢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条に該当する団体

9 募集要項等の配布

- 1 配布期間 令和 8 年 8 月 3 日（月）～令和 8 年 8 月 18 日（火）正午まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。
- 2 配布時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 配布場所 伊勢市 教育委員会事務局 スポーツ課
※市ホームページからもダウンロードできます。

10 応募者説明会の実施

応募者説明会を次のとおり開催します。※申請を希望される事業者は参加必須とします。

- 1 開催期間 令和 8 年 8 月 19 日（水）～令和 8 年 8 月 20 日（木）
※日時は個別に調整します。
- 2 開催場所 伊勢フットボールヴィレッジ多目的スペース
- 3 説明内容 施設の現状等
- 4 申込方法
 - ・応募者説明会参加申請書（様式 6）に必要事項を記入のうえ、伊勢市 教育委員会事務局 スポーツ課まで、電子メール又はファックスにより、8 月 18 日（火）正午（必着）までにお申込ください。
 - ・説明会の参加申請書は、市ホームページからダウンロードできます。
 - ・未着などを防ぐため、電子メール・ファックス送信後は、送信された旨の電話連絡（土日には送信した際は、月曜日）をお願いします。
 - ・説明会の参加につきましては、1 団体 3 名までとします。

11 質問書の受付

募集要項その他配布資料に関する質問を以下のとおり受け付けます。

- 1 受付期間 令和 8 年 8 月 12 日（水）～令和 8 年 8 月 27 日（木）
- 2 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 受付方法
 - ・質問書（様式 7）に記入のうえ、伊勢市 教育委員会事務局 スポーツ課まで電子メール又はファックスで送信してください。
 - ・未着などを防ぐため、電子メール・ファックス送信後は、送信された旨の電話連絡（土日には送信した際は、月曜日）をお願いします。

す。

- ・質問書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。
- ・電話、口頭等による質問については、お受けできません。
- ・質問受付期間終了後は、質問の受付をいたしません。

- 4 質問書の回答 質問及び回答は、市のホームページへ掲載させていただきます。
なお、掲載は9月3日（木）を予定しています。

12 提出書類

次に掲げる書類を10部（正1部、写9部）、次に定める順番に綴じて提出してください。なお、事業計画に係る書類については、項目ごとにインデックス（見出し）を付けてください。また、1頁に収まらない場合は、適宜書類を作成してください。

1 申請書

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 申請者の概要（様式2）

2 事業者に関する書類

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 施設を管理するにあたって必要な免許の取得を証する書類
ただし、外部委託する場合又は取得予定の場合は、その旨を記載した書類
- (3) 申請書提出日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書
- (4) 人員表【直近の決算期の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）】
- (5) 法人
 - ・当該法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（発行の日から3ヶ月以内のもの）
 - ・過去3カ年の、法人税、消費税及び地方消費税、法人市区町村民税の納税証明書（発行の日から3ヶ月以内のもの）、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、その他）
※ 経営実績が3カ年に満たない団体にあつては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類
- (6) その他の団体
 - ・代表者の住民票及び印鑑証明書（発行の日から3ヶ月以内のもの）
 - ・代表者の現時点での所得税、消費税及び地方消費税、市区町村民税の完納証明書（発行の日から3ヶ月以内のもの）
 - ・過去3カ年の収支決算書
※ 経営実績が3カ年に満たない団体にあつては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類

3 事業計画に係る書類

事業計画書の正本には、法人名等を記載してください。

事業計画書の副本には、法人名等を一切記載しないでください。

事業計画書には、実際に履行可能な内容を記載してください。

- (1) 管理運営方針に関する事項（様式3-1）

- ・運営業務（自主事業を含む）を行っていく上での基本方針

- ・管理業務を行っていく上での基本方針
- ・管理運営を希望する目的
- ・利用料についての基本方針
- ・自己評価や達成目標
- (2) 運営業務に関する計画（様式3－2）
 - ・利用者の公平、公正な利用
 - ・情報提供、PR活動
 - ・貸館業務の手続等
 - ・自主事業の取組（年間5事業以上）
 - ・利用者の増大、施設稼働率の向上
 - ・他の団体や地域との連携
 - ・利用者の意見、要望等の把握や対応等
- (3) 管理業務に関する計画（様式3－3）
 - ・利用者の安全を確保する取り組み、事故防止対策
 - ・施設等の維持管理業務
- (4) 管理体制と組織に関する計画（様式3－4）
 - ・組織図
 - ・職員数、勤務形態
 - ・職員の採用形態、勤務ローテーション
 - ・職員の研修方針
- (5) その他の計画（様式3－5）
 - ・危機管理、緊急時の対応（自然災害時の対応含む）
 - ・個人情報保護
 - ・守秘義務
 - ・情報公開
 - ・文書の管理、保存
 - ・環境への配慮
- (6) 年度ごとの収支予算書（指定期間内3ヵ年分）（様式4－1～4－3）

13 書類の提出期限と提出場所及び方法

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 提出期間 | 令和8年9月7日（月）～令和8年9月28日（月）
ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。 |
| 2 | 提出時間 | 午前9時から午後5時まで |
| 3 | 提出場所 | 伊勢市教育委員会事務局スポーツ課（募集要項等の配布場所と同じ） |
| 4 | 提出方法 | 持参により提出してください。 |
| 5 | 費用負担等 | 申請に要する経費は申請者の負担とします。また、提出された書類は、理由を問わず返却しませんので、ご了承ください。 |
| 6 | 申請の辞退 | 申請書類を提出した後に申請を辞退する際には、辞退届（様式5）を提出してください。 |

- 7 内容変更 事業計画等の内容は、明らかな間違い及び軽微な事項を除き、原則変更はできません。
- 8 提出物の利用 提出物の著作権等は、候補者に帰属します。ただし、本市は、選定委員会に関連し、本市が必要と判断する範囲内の用途に限り、提出物の一部または全部を無償で利用できるものとします。
- また、提出された書類等については「伊勢市情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となります。従って提出される書類において、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等に該当するもの）には、その旨を明記してください。

14 指定管理者候補の選定

1 申請資格の審査

指定申請書等の受付後、事務局が申請者の参加資格要件を満たしているか、提出書類がすべて整っているか、収支予算書の指定管理料が上限額を下回っているかの審査を行います。

2 選定委員の設置及び審査・選定

指定管理者の選定については、その選定過程や手続の透明性・公正性を高めていくため、外部の有識者等による、伊勢市体育施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提出された事業計画書等の審査及びプレゼンテーションを実施のうえ、下記「3選定基準等」に基づいて総合的な審査を行い、最適と認められる法人等を指定管理候補者として選定します。

申請者が1団体である場合は、提案内容等を審査した後、選定委員会の委員の協議により選定します。

3 選定基準等

資料3（採点基準）に基づき、提出資料を選定委員会で審査します。

その際に、最低制限点数を180点（300点満点）と設定し、採点を行った選定委員の平均点が最低制限点数に満たない団体については、候補者の対象から外れることとなります。

4 審査方法

指定管理候補者の審査選定については、第一次審査（書類審査）と第二次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、総合的に判断します。

（1）第一次審査

上記「1申請資格の審査」を通過した申請者及び「5失格事項」に該当しない申請者を対象に、選定委員会が提出された事業計画書等の書面審査を行います。

（2）第二次審査

第二次審査は、公開によるプレゼンテーション方式（以下「プレゼン」という。）による選考とします。

なお、プレゼンを行う順番は、委員会にてくじを引き、その結果に基づいて決定するものとします。

申請者のプレゼン時間は、20分以内とし提出された事業計画書等に基づき、ご説

明ください。口頭による説明のほかに、VTRやパソコン等の機材を使用することは可能です。ただし、機器等は申請者で準備するものに限り、電源は確保しますが、機材を使用する場合は、準備の都合上事前にお申し出ください。(準備時間10分、撤去時間5分)

プレゼン終了後、選定委員会の委員から質疑応答(20分程度)の時間を取らせていただきます。

選定委員会の委員に対する説明資料等がある場合は、10部ご用意ください。

プレゼンを行う際には、法人名等は名乗らないでください。当日は、プレゼンを公開としますが、プレゼン参加者及びその関係者については、他応募者の全てのプレゼンを観覧することができませんのでご了承ください。

なお、出席していただくプレゼンテーション審査(令和8年10月中旬頃開催予定)の詳細は別途通知します。

(3) 候補者の決定

- ① 各選定委員ごとに書類審査とプレゼンテーション審査、並びに価格評価の採点を併せた「総合評価点」により申請者に順位点をつけます。

【順位点】 1位－5点、2位－4点、3位－3点 4位－2点、5位－1点
6位以下－0点

なお、各選定委員が申請者に順位点を付す際、「総合評価点」が同点となった場合は、価格評価の得点が高い者を上位とします。価格評価の得点も同点の場合は、プレゼンテーション審査における「2 運営業務に関する計画」の得点が高い者を上位とし、これも同点の場合は、「1 管理運営方針に関する事項」の得点が高い者を上位とします。さらに同点の場合は、当該委員の判断により順位を決定します。

- ② 各選定委員ごとの順位点を合計し、合計得点が高い者を指定管理者の候補として決定します。
- ③ ②による得点が同点の場合は、価格評価の得点が高い者を指定管理者の候補として決定します。
- ④ ③による得点が同点の場合は、プレゼンテーションにおける「2 運営業務に関する計画」の項目のみの得点が高い者を、指定管理者の候補として決定します。
- ⑤ ④による得点が同点の場合は、プレゼンテーションにおける「1 管理運営方針に関する事項」の項目のみの得点が高い者を、指定管理者の候補として決定します。
- ⑥ ⑤による得点が同点の場合は、選定委員会の協議により指定管理者の候補者を決定します。

5 失格事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を選定審査の対象から除外します。

- (1) 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が審査に対する不当な要求を行った場合、もしくは選定委員会委員に個別に接触した場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 提出書類の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合

- (4) 複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- (5) 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- (6) その他の不正の行為があったとき

6 選定結果の通知

指定管理候補者の選定結果は、全申請者に郵送にて 10 月下旬に通知します。

7 次点候補者との交渉

指定管理候補者は、市との優先交渉権を有しますが、次の場合はその権利を失うこととし、交渉の過程において、委託の困難性が明らかになったときや協議が成立しない場合、市は次点候補者と協議を行います。

- ・ 正当な理由なく、協定締結に応じない場合
- ・ 財務状況の悪化等により、業務履行が確実でないと認められる場合
- ・ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として相応しくないと認められる場合

8 選定結果の公表

指定管理候補者を選定した審査の過程や審査結果の概要等については、市のホームページで公表します。

15 指定管理者の指定

指定管理候補者に選定された法人等については、令和 8 年 12 月開催の伊勢市議会において承認の議決を得た後、指定管理者として指定します。

16 指定管理者との協定締結

市と指定管理者は、管理業務に関し、指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定及び各年度の実施事項を定めた年度協定を締結します。協定書に定めのない事項又は協定書の内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。なお、協定で締結する事項は概ね以下のとおりとします。

1 基本協定に関すること

- ・ 指定期間に関すること
- ・ 管理運営に関すること
- ・ 事業計画及び収支予算に関すること
- ・ 事業報告及び収支決算に関すること
- ・ 利用許可に関すること
- ・ 指定の取消し等に関すること
- ・ 個人情報の保護に関すること
- ・ 物品の所有権の帰属に関すること
- ・ 原状回復義務に関すること
- ・ 損害賠償に関すること
- ・ 防火管理に関すること
- ・ リスク分担に関すること

- ・緊急時の対応に関すること
 - ・その他
- 2 年度協定に関すること
- ・年度協定の期間に関すること
 - ・年度管理運営業務に関すること
 - ・指定管理料に関すること
 - ・その他
- 3 引き継ぎ
- 指定期間前（令和9年3月31日以前）の事務引き継ぎ
- ・指定期間の開始から円滑かつ支障なく指定管理業務が実施できるよう引き継ぎを必要に応じ、随時行うものとします。なお、引き継ぎに係る費用は、指定管理者の負担となります。
- 指定期間満了前（令和12年1月から3月）
- ・次期指定管理者との事務引き継ぎを義務付けます。
- なお、引き継ぎに係る費用は指定管理者の負担となります。

17 事業報告及び評価

利用者の満足度、事業進捗状況報告及び事業報告書等をもとに、管理運営内容の評価します。評価に際しては、市が立ち入り検査をしたり、必要な措置を講ずる通知や勧告をする場合があります。改善が見られない場合は、指定期間中であってもその指定を取り消すことがあります。

18 その他

令和9年3月31日以前において、既に利用申込のあった（先行予約含む）利用については、原則として現在の管理者から引き継ぐこととします。

19 問合せ先

伊勢市小俣町元町 540 番地（伊勢市小俣総合支所2階）

伊勢市教育委員会事務局スポーツ課 中西

電話：0596-22-7891 FAX：0596-23-8641

Eメール kyo-sports@city.ise.mie.jp